

# 相次ぐ留置施設保護室内 虐待死事件に寄せて ⑤

田鎖麻衣子

去る六月三日は法制審議会・刑事法(情報通信技術関係)部会の第十一回会議の開催日。霞ヶ関では「刑事手続IT化に反対する会(救援連絡センターも「共同呼びかけ」団体)の方がピラミキをされていた。そのピラミキの四月一日付救援連絡センター総会決議「刑事手続IT化に反対しよう」に代用監獄関連の記述があったので、若干コメントする。

前記総会決議の第2項には、次のようなくだりがある。「オンラインでの弁解録取や勾留質問は、押送の手間の省力化でしかない。被疑者らは代用監獄(留置場)で捜査官の手元に長時間留置されたまま取調を強要されることになる。」(傍線引用者)。たしかに押送が省略されることで、被疑者は警察留置場(勾留決定前の段階では、まだ「代用監獄」ではない)に留め置かれ、継続的に取調べのリスクに晒される。だが、オンライン勾留質問は、押送の手間の省力化「でしかない」とは到底捉えきれない重大な問題を孕んでいる。日本も批准する国際人権(自由権)規約九条三項は、「刑事上の罪に問われて逮捕され、又は抑留された者は、裁判官の面前に速やかに連れて行かれるものと規定する。日本の場合、勾留質問のために被疑者が裁判官のもとへ行くことが、これが可能となる。こうして、被疑者が裁判官の面前へと物理的に赴くことは、身体の安全に対する権利、そして拷問及び残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱いの禁止のための保護手段として機能するのである(自由権規約委員会の一般的意見三五号パラ34参照)。

もともと、諸外国では、被疑者を裁判官の面前へと物理的には引致せず、リモート方式を活用する実務もみられ、このような手法はとくにCOVID-19のパンデミック状況において拡大した。だが、まづもって前提とされるべきは、これらの国には代用監獄制度が存在しないとしないことである。よって、再度の抑留を行う判断がなされ

後、被疑者が警察留置場に戻されることはなく、この点において、日本とは決定的な違いがある。

仮に、被疑者が重大な感染症にかかり、裁判所への押送が極めて困難な状況にあるとしても、そのような被疑者を医療態勢のない留置場に収容してはならず、そうでなければ、岡崎署事案のような悲惨な結果を招きかねない。警庁は七月三日、警戒の空白を生じさせないために当面取り組みべき組織運営上の重点について(連送)を

発出し、その中で「全国警察における実効ある留置事故防止対策を推進するため、非接触型センサにより呼吸等のバイタル情報を計測し、異常を検知する技術の留置管理業務への活用可能性を調査・検討する」としているが、

「執筆時(七月二四日)現在、法制審部会の動きを受け、各地の弁護士会がオンライン接見の法制化を求める意見書を続々と採択している。その多くに、勾留質問等のオンライン実施が可能なら、オンライン接見も可能ならず、との記述がある。そこにオンライン勾留質問への批判の視点は無い。だが、代用監獄制度を維持し利用し続ける日本において、被疑者が裁判官と対面し質問を受ける機会は、決して奪われてはならないのである。(一〇月号に続く)

「異常を検知する技術の留置管理業務への活用可能性を調査・検討する」としているが、